



第28-1号

# 笛吹畑かんだより

平成28年5月1日発行

笛吹川沿岸土地改良区 山梨市小原西993番地 TEL 0553-22-2469 / FAX 0553-22-7627



左岸副幹線6号調整池 国営笛吹川太陽光発電施設完成 (笛吹市境川町大黒坂地内)・・・P 7



ください  
**ご安心果菜**

このシンボルマークと  
「ご安心果菜」は  
笛吹川沿岸土地改良区の  
登録商標です。

## 目次

理事長あいさつ／地域貢献活動に対する企業へ感謝状贈呈	・・・ P2
平成28年度予算／平成26年度決算	・・・ P3
組合員の皆様へ	・・・ P4
個人情報関連	・・・ P5
末端施設の維持管理について	・・・ P6
国営笛吹川太陽光発電施設完成／維持管理協定の締結	・・・ P7
21世紀創造運動の取り組み／リーフレット申込み	・・・ P8

笛吹川沿岸土地改良区

検索

①↑入力

②クリック

検索サイトで『笛吹川沿岸土地改良区』と入力して下さい。

## 理事長あいさつ



笛吹川沿岸土地改良区

理事長 望月清賢

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

一昨年の二月には、県内で記録的な大雪があり管内でも甚大なる農業被害がもたらされ、また昨年は春先の高温や乾燥、夏の日照不足など、ここ数年気候の変化が激しく、自然相手の農業にとつては非常に厳しい年が続いております。今年も、気候に恵まれ豊作の年であることを願うものであります。

はじめに、土地改良区が取り組んでいる二つの事業についてご説明いたします。

まず、国営の「機能保全事業」についてであります。当土地改良区が管理しています基幹水利施設については、農林水産省や山梨県、関係市町のご支援のもと、突発的事故や老朽化による故障などに対応できるよう修繕工事を進めています。着手以来、四年が経過し現在の進捗率

は三十%であり、今後も順次、補修や改修を進め、水利施設の長寿命化を図ってまいります。工事によっては断水など、ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

次に、「太陽光発電事業」についてであります。この表紙や七ページ上段に紹介していますとおり、左岸五―二分水と六分水に国営で整備しておりました施設がこの三月末に完成いたしました。いままでに整備した右岸の三基と左岸の四基を合わせ、合計九基の施設が稼働することになり、一層充実した発電施設となりました。今後ともこの電力を活用して、受益者負担の圧迫にならないよう予算に反映してまいります。

さて、土地改良区の意思決定機関であります総代会が過日三月十八日に開催されました。各会計の平成二十七年当予算、並びに平成二十八年当予算など十九の議案を提案し、ご承認をいただきました

たが、主なものはつぎのとおりであります。

まず、平成二十七年の一般会計収入支出補正予算については、収入では公共事業による畑かん施設の改良に伴う業務の受託費の増額、支出では、補修工事費の増額や予備費として次年度に繰り越す補正であります。国営及び県営事業の特別会計では未収賦課金に対し、個別訪問など徴収強化対策により徴収金額が増加したための補正であります。

平成二十八年の当初予算については、一般会計では、維持管理費の増高に対処するよう、事務事業の創意工夫や負担軽減対策を講じ、経常費賦課金や維持管理費については据置としたほか、国営事業特別会計や、県営事業特別会計についても前年度同様の必要額を計上しております。

さらに、新たに国営笛吹川沿岸太陽光発電特別会計を設け、国営で造成された発電施設による売電見込み額を計上し、支出については整備補修費等に補填できるよう編成したところであります。

これからも、土地改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種の事業の実施に向けた取り組みや、新しい課題にも積極的に挑戦したいと思っておりますので、組合員の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます、挨拶いたします。

## 地域貢献活動に対する 企業に感謝状の贈呈

平成二十八年三月十八日(金)に開催された通常総代会において、長年に亘る地域貢献活動の功績を称え、鉄建建設(株)東京支店に対し、望月理事長より感謝状が贈呈されました。

平成二十年九月三十日に地域貢献活動に関する基本協定書の締結を行って以来、毎年細目協定の締結を策定し、計画的に年三回(六月、八月、十一月)当土地改良区で管理している農業用施設内の除草作業や雑木処理、また清掃作業等を積極的に実施していただいております。





平成二十八年三月十日、山梨県市町村職員共済組合保養所『ホテルやまなみ』において、総代八十名中六十八名のご出席をいただき、通常総代会を開催いたしました。

議長に笛吹市の宮澤黎夫総代を選任し、議事については十九議案が審議され、平成二十七年諸会計補正予算、平成二十八年諸会計予算等、全議案が原案どおり可決されました。

平成二十七年  
通常総代会を開催

平成28年度 各種会計予算総括表

(単位：千円)

会計名	予算額
一般会計	450,307
国営事業特別会計	140,860
県営事業特別会計	91,491
転用決済金特別会計	50,016
繰上償還特別会計	717
太陽光発電事業特別会計	15,001
国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	6,001

平成28年度 一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収入		支出	
科目	予算額	科目	予算額
組合費	201,482	事務所費	178,518
使用料	1	維持管理費	197,270
補助金	42,274	適正化事業	54,520
受託費	0	借入金返済利子	100
補償費	91,000	選挙費	150
適正化事業	36,900	繰出金	13,263
寄付金	1	雑支出	2,594
雑収入	2,850	予備費	3,892
負担金	36,126		
繰入金	27,673		
繰越金	12,000		
収入合計	450,307	支出合計	450,307

平成26年度 一般会計・特別会計決算報告

平成27年9月25日開催の臨時総代会において、平成26年度一般会計及び各種特別会計収入支出決算が承認されました。

会計別決算状況

(単位：円)

会計名	収入合計	支出合計	繰越額
一般会計	564,254,937	485,587,904	78,667,033
国営事業特別会計	141,658,072	141,028,000	630,072
県営事業特別会計	134,282,048	133,782,048	500,000
転用決済金特別会計	55,801,930	10,997,845	44,804,085
繰上償還特別会計	766,746	702,666	64,080
農山漁村活性化事業特別会計	15,983,699	14,784,023	1,199,676

基金・積立金等

(単位：円)

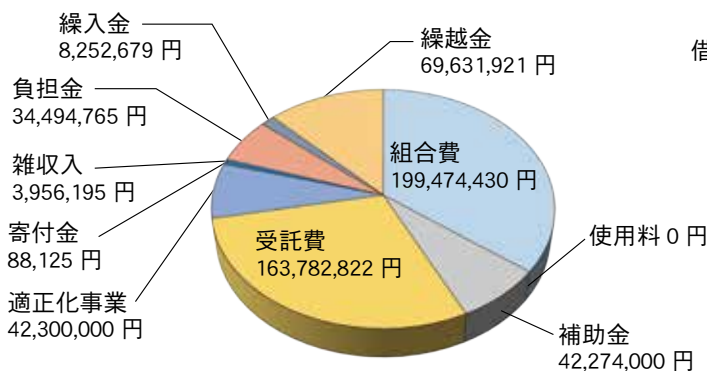
基金・積立金等	年度末残高
職員退職手当支給準備基金	143,734,762
財政調整基金	89,457,525
償還対策基金	126,125,025
総代選挙執行積立金	1,549,571
事務所建設・移転準備基金	100,000
山梨県信用農業協同組合連合会出資金	50,000
フルーツ山梨農業協同組合出資金	3,000
国営未処理用地の処理に係る補償金	28,226,269
合計	389,246,152

負債(区債)

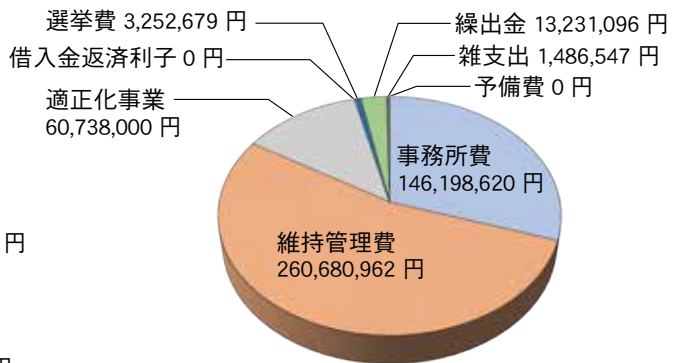
(単位：円)

取引金融機関等	年度末借入残高
(株)日本政策金融公庫	383,279,290
フルーツ山梨農業協同組合	191,634,413
山梨県	2,483,188,000
合計	3,058,101,703

平成26年度 一般会計収入支出決算内訳



収入総額 564,254,937 円



支出総額 485,587,904 円

## 組合員の皆様へ！ こんなときは届出が必要です

### ◆名義等が変更した場合（土地改良法第43条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更

### ◆権利義務の継承について（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、**対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになります**ので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

### ◆受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。また、畑かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畑かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、**事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。**

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用する場合
- 公共用地（道路等）に転用する場合

※電話での変更はできません！  
※ホームページでも、各種用紙がダウンロード出来ます。



## 笛吹畑かん県営事業費償還金の繰上償還について

畑かん県営事業費償還金の一括償還を行うことが出来ます。（毎年12月20日締め切り）

### 平成28年度 賦課金の徴収期日の決定

- 1期賦課金（経常費賦課金） 平成28年6月27日（月）
- 2期賦課金（特別賦課金） 平成28年11月25日（金）

### 賦課金の徴収方法

- 農業協同組合口座より自動引き落とし
- 現金直接納入

### 賦課金滞納者の財産差押えの継続執行

賦課金滞納者につきましては、受益農家の公平・公正を図るため、土地改良法及び関係法令に基づき、山梨県知事の認可を受け、不動産・預貯金等財産の差押を実施しております。

現在未納がある方に対しては、滞納処分対象者として、手続きを継続して執行しておりますので、至急納入して下さい。

※ご相談等されたい場合には、土地改良区 総務課まで（電話）0553-22-2469

### 税務署からのお知らせ

譲渡所得の確定申告の際、譲渡を目的として土地改良区に支払われた農地転用決済金等が、譲渡費用として控除されることとなりました。

詳しくは税務署の資産課税(担当)部門にお尋ね下さい！



## 保有個人データに関する事項の公表について

本土地改良区の個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

**重要です！**



### 1 本土地改良区の名称

笛吹川沿岸土地改良区

### 2 利用目的

本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。  
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

### 3 個人情報の保護に関する方針

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ② 苦情処理に適切に取り組む。

### 4 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。

- ① 共同して利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ② 共同で利用する者の範囲  
農林水産省関東農政局、山梨県、関係受益管内市町・農業委員会、山梨県土地改良事業団体連合会、公益財団法人山梨県農業振興公社、山梨県信用農業協同組合連合会、フルーツ山梨農業協同組合、笛吹農業協同組合、西八代郡農業協同組合、関係受益管内末端施設地区管理組織
- ③ 利用する者の利用目的  
国営畑地かんがい事業、県営畑地かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、農地保有合理化事業、土地改良施設の維持管理その他の地域農業の振興のため
- ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
笛吹川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

### 5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の手続及び手数料

- ① 保有個人データに関する求めの種類  
利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め
- ② 保有個人データの開示等を求める場合の手続  
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。
- ③ 手数料  
「笛吹川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程」のとおり。

### 6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

笛吹川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

**畑かん施設は地域の財産！ 日々の点検・管理が大切です**

圃場内の散水施設及び電磁弁・給水栓等は  
自分の農機具であるという認識をしていただき、  
日常の施設管理をお願いします。



- ◆**散水方法について**
  - 電磁弁設置地区は自動散水が原則ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
  - バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
  - ※圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増高につながるので絶対にしないで下さい。
- ◆**冬季の管理について**
  - 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
  - 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。  
不凍栓が無い場合は、防寒対策(布・ビニール等を巻くなど)をして下さい。
  - 冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れがあるので、注意して下さい。
  - ※凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。
- ◆**春先の一斉散水について**
  - 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期(3~4月)に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。  
早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。
- ◆**圃場バルブについて**
  - 圃場内散水バルブより先は個人管理になっています。  
バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。  
圃場内バルブに限らず、故意・過失による畑かん施設破損については、個人負担になります。

**漏水が発生したら、まず止水！ 止水処理については、各ブロック長へ連絡を**

発見者 → ブロック長 → 土地改良区

➡

- ▼発生場所 (分水名・ブロック名・電磁弁番号)
- ▼状況報告 (漏水・水が出ない・機器故障等)
- ▼通報者及び関係者の氏名・連絡先

※日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行ってください。  
※給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。

**冬季における給水栓の不凍栓バルブの取扱い及び操作方法**

給水栓は凍結防止のため不凍栓が設置されていますが、日常の管理は受益者管理となっています。

①

不凍栓故障は急激なハンドル開閉が原因。  
ゆっくり開閉して下さい。

②

バルブを開けないと立上り管内の水は排水されません。

③

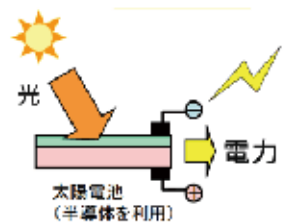
不凍栓が無い場合は、防寒対策として布やビニールを巻いて下さい。

- 不凍栓は凍結期のみ使用として下さい。
- 日常的な不凍栓開閉は、故障の原因になります。
- 不凍栓は白色・緑色又はオレンジ色があり、開閉の回転数が異なります。

**左岸の2つのファームポンド(調整池)に国営笛吹川太陽光発電施設が完成!**



左岸副幹線5-2号調整池  
(笛吹市御坂町竹居地内)



国営笛吹川沿岸土地改良事業で造成されたファームポンド(調整池)上面敷地内を活用した太陽光発電施設が、左岸の2箇所に新たに設置されました。平成28年度から国と管理受託契約を締結し、農業用施設の維持管理軽減を図るとともに、環境に配慮した温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

《事業内容》

調整池名	設置場所	パネル枚数 (枚)	発電出力 (kw)	年間予想発電量 (kwh)	売電収入予想額 (千円)
左岸副幹線5-2号	笛吹市御坂町竹居	200	49	63,387	1,848
左岸副幹線6号	笛吹市境川町大黒坂	624	160	197,421	5,757
計	2箇所	824	209	260,808	7,605

※売電単価 29.16円/kw で試算

**農家負担軽減につながる維持管理協定の締結について**

国営事業により造成されたファームポンド(調整池)は、火災発生時の防火用水としての機能を併せ持っており、この多面性に着眼し地域と一体となって施設管理体制を構築することが、この事業の目的です。

- (事業名) 国営造成施設管理体制整備促進事業 『管理体制整備型』
- (実施期間) 平成22年度~平成29年度(第3期)
- (補助額) 42,274千円(国50%・県25%・市町25%)
- (主な管理の範囲)
  - ◎ファームポンド(調整池)内及び周辺除草
  - ◎ファームポンド(調整池)進入路除草など
  - ◎給水栓の点検及び凍結対策



除草作業の様子

平成27年度は、甲州市塩山牛奥区と維持管理協定を締結いたしました。ご協力ありがとうございました。



◆維持管理に参画している行政区

- 右岸1分水調整池 山梨市牧丘町窪平区・替地区
- 右岸2-2分水調整池 山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会
- 右岸2-3分水調整池 山梨市市川区
- 左岸2分水調整池 甲州市塩山下萩原区
- 左岸3-1分水調整池 甲州市塩山牛奥区
- 左岸3-2分水・左岸3-3分水調整池 甲州市勝沼町菱山第1区、笛吹畑かん菱山管理運営委員会
- 左岸7-1分水調整池 笛吹市境川町大窪区

◆地域貢献活動に参画している企業 ○鉄建建設(株) 東京支店

## 21 世紀創造運動の取り組み

非農家を含めた地域住民等へ土地改良区が果たしてきた役割や機能を広く知っていただくため、地元開催のイベント等に参加し、農村の多面的な機能の紹介や維持管理業務のPRを行いました。  
 また、新潟県魚沼市土地改良区と農産物を通じての産地間交流は6年目を迎え、21世紀創造運動の取り組みに一層弾みがつき定着しております。今後も地域との交流を大切にし、取り組んでまいります。



**第10回笛吹川源流まつり(山梨県)**  
 - 平成27年8月16日(日) -

**第11回広神ふれあいまつり(新潟県)**  
 - 平成27年10月4日(日) -

## 笛吹川名水育ち 「<sup>ください</sup>ご安心果菜」 リーフレット 好評販売中!

見本

平成の名水百選  
西沢渓谷(秩父多摩甲斐国立公園)

笛吹川名水育ち  
「ご安心果菜」  
kudaisai go-anshin fruits

この農産物は平成の名水百選「西沢渓谷」を源流とする畑地かんがい用水を使い私が丹精込めて作りました。

TEL: 〒 405-0004 山梨県山梨市小瀬西093	TEL: 0553-22-2489	FAX: 0553-22-7627	E-mail: suibiki-kairyoku@fruits.jp
取扱い農産物:	もも・ぶどう・さくらんぼ		
コメント:	5月1日観光農園をオープンしました。ぜひお立ち寄りください。各種のお話し心よりお待ちしております。※ 送付に温度調整もごさいます。		

上記生産者は当改良区の組合員であることを証明します。  
 山梨県 笛吹川沿岸土地改良区

規 格	<b>B5判</b>
価 格	<b>1枚 8円</b> ※100枚単位でのご注文となります。
利用方法	宅配、直売所(観光農園)他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。

オリジナルのPRコメントを入れる  
 ことができます!

◆生産者名      ◆住所      ◆電話番号  
 ◆取扱農産物   ◆PRコメント

### ▼ お申し込み方法 ▼

土地改良区へ直接お問い合わせいただくか、ホームページより申し込み用紙をダウンロードし、必要事項を記入のうえ土地改良区へ提出して下さい。  
**笛吹川沿岸土地改良区 総務課まで (電話)0553-22-2469**

